



いのちの共生を、未来へ
COP10/MOP5
愛知-名古屋 2010

生物多様性条約の新たな目標の実現に向けて COP10の成果とこれからの課題

2010年10月、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催されました。この会議で主に議論されたこと、生物多様性を守るための新たな目標、そして、今後 NGO・NPO に期待される役割などについて、環境省生物多様性地球戦略企画室の鳥居敏男室長にうかがいました。



COP10 開会式の様子。松本環境大臣が議長を務めた



愛知目標、名古屋議定書などが合意され、COP10が閉会



私たちの命を支える食べ物も生物多様性の恩恵の一つ

Question

2010年に名古屋で開催された「COP10」とは、どのような会議だったのですか。

A 今、世界各地で、熱帯雨林の減少やサンゴ礁の劣化、野生生物の減少・絶滅など、生物多様性の損失が過去にない速度で進行しています。自然の生態系はある程度のダメージには自分で回復する力をもっていますが、それを超えてしまうと自らの力では回復できなくなり、さらには別の生態系や地域にも悪影響を広げていく可能性もあります。このような臨界点を「ティッピング・ポイント（TP）」と呼びますが、人類がいかにしてこのTPを迎えないようにするかを話し合つのが生物多様性条約（※1）締約国会議です。

その第10回締約国会議（COP10）（※2）が、国際生物多様性年でもあった2010年の10月に、日本を議長国として開催されたわけです。今回の会議は、2011年以降の生物多様性条約の新しい目標設定と、遺伝資源の取得と利益配分（ABS：Access and Benefit Sharing）に関するルール作りを課題とした、非常に重要な会議となりました。

Question

どのような新しい目標の設定がなされたのですか。

A これまで締約国は、2002年のCOP6で採択された「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」の実現に向けて取り組んできました。しかし、その達成度を条約事務局が評価したところ、世界でも日本でも生物多様性の損失速度は依然として減少していないことが、昨年5月に明らかにされました。

COP10では、この2010年目標の評価を踏まえ、2011年以降の新たな目標として「愛知目標」が採択されました。愛知目標では、2050年までの長期目標として「自然と共生する社会の実現」を掲げ、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施すること」としています。さらに、「保護地域等を陸域17%、海域10%にする」といった具体的な数値目標など、20の個別目標が合意されました。

※ 1

生物多様性条約

多様な生きものと生態系を守り、その恵みを将来にわたって利用するため 1992 年に国連で採択された国際条約。(1) 生物多様性の保全 (2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用 (3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をその目的としている。

※ 2

生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)

2010 年 10 月 18 日～29 日、日本が議長国となって開催。COP10 には、締約国 180 か国と国際機関、NGO 等のオブザーバーなど 13,000 人以上が参加。また、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動に関する手続き等を定めた国際的な枠組みであるカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議 (MOP5) が、COP10 とともに開催。

※ 3

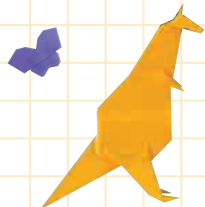
SATOYAMA イニシアティブ

農地や林地などにおける持続可能な自然資源の利用方法の優良事例を集め、情報共有や途上国支援を進める取組。10 月 19 日には、その推進主体となる「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」が発足し、51 の国や機関等が創設に参加。



鳥居 敏男さん

1961 年生まれ。環境省生物多様性地球戦略企画室長。1984 年環境庁 (当時) 入庁。富士箱根伊豆、上信越高原、瀬戸内海などの国立公園管理事務所、東北道地区自然保護事務所、自然環境局計画課、野生生物課等の勤務を経て、2009 年 7 月から現職。



Question

「遺伝資源」については、
どのようなルール作りがなされましたか。

A 遺伝資源というのは、動植物や微生物などの生物由来の資源で、医薬品や食料品、化粧品など様々なものに利用されています。生物多様性条約では、遺伝資源の利用から得られる利益を、遺伝資源を提供する国と利用する国で公正かつ衡平に配分することを目的の一つとしていて、その国際的なルール作りが必要とされてきました。COP10 での協議は難航しましたが、最終日に遺伝資源を提供する途上国側と利用する先進国側の双方の主張に配慮した議長提案が示され、なんと「名古屋議定書」として合意にこぎつけることができました。このほかにも、COP10 では、生物多様性の持続可能な利用の方法として日本が提案した「SATOYAMA イニシアティブ」(※3) が合意されるなど、様々な成果がありました。

Question

NGO・NPO が COP10 で果たした役割は？
また、今後どのようなことが期待されますか。

A COP10 には、オブザーバーとして、また、サイドイベント等を通して多くの NGO・NPO の参加、協力がありました。さらに、COP10 の成果の一つとして挙げられる「国連生物多様性の 10 年」については、NGO・NPO からの提案が土台となっています。また、新たな目標の議論に資するべく昨年 1 月に政府がまとめた「日本提案」でも、その過程で NGO・NPO の意見が取り入れられています。そのような意味で、NGO・NPO の役割はますます大きなものとなっていると言えます。今後は、「愛知目標」という世界全体の目標を実現するために、生物多様性の中で生かされているという意識をより強く持ち、配慮や行動につなげていく現場レベルでの活動が重要になってきます。「Think Globally, Act Locally」という言葉がありますが、人と人をつ結び、人と地域をつ結び、人と自然をつ結び生物多様性の保全に向けた活動が全国各地で展開されていくためには、NGO・NPO の存在が欠かせません。愛知目標の実現に向けて、これからも NGO・NPO の活躍に期待しています。



カタクリ

かつては日本各地の落葉広葉樹林で広く見られたカタクリ。近年では乱獲や盗掘、土地開発や雑木林の手入れ不足によって生育地が減少している



キタダケソウ

日本アルプス北岳にのみ生育する固有種の多年草。登山者による踏みつけや盗掘などによって年々個体数が減少している